

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
200010	放置自転車撤去等にかかる行為主体者の規制緩和	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下自転車法という)第6条(別添のとおり)	放置自転車の撤去、保管、処分及び利用者負担額の設定等については、市町村の定める条例によるものとされている。	D-1		自転車法第6条では、市町村長が必要と認める場合、条例で定めるところにより、放置自転車の撤去、保管、処分等を行うことができる旨規定されているところであり、その具体的方法、手法等は市町村の判断により、条例等に基づいて定めるところとされている。従って、放置自転車の撤去、保管、処分等については、民間に委託することができる。このため、提案主体の提案については、現行自転車法の規定により、対応可能と考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回の提案は民主主体での実現(自転車法第6条に「市町村長は」と限定列挙されている部分の規制緩和)を目指すものであり、行政からの民間委託を望むものではない。現時点では、すべて行政が行うこととなって委託実施の可否は行政の判断で行われているのはもちろんのこと、撤去回数、保管場所等もほぼ行政が定める範囲であり委託者に裁量性がなく、委託内容さえ実施すれば良いということになり、受託者としても積極的に新たな改善策を講じていくという環境には至らない(民間ならではの経営的思想、発想が臨機応変に生かされない)。特に撤去した放置自転車、保管料等は市町村に帰属することとなり、放置自転車撤去等にかかる全ての行為を民間に委託できるものではないため、民主主体での行為は不可能であり、保管料の設定などが官民競争としても成り立つものとはなっていない。これらを踏まえ、「民でもできるものは民へ」に基づき、官民の新たな役割分担として民への権限委譲について再考願いたい。		D-1		放置自転車の撤去、処分については、個人の財産権に深く関わる行為であり、自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図るためのものなので、行政が主体となって対応すべき事務であると考え、一方、自転車法では、放置自転車の撤去、保管、処分等についての具体的方法、手法等は、市町村の判断により、条例に基づいて定めるところとされていることから、民間に委託することも可能であり、事実民間に委託して行っているところも少なくない。委託においては、民間の創意工夫を生かした形での委託契約も可能であると考えるところから、現行自転車法の規定により、対応も可能であると考え、	1153	1153010	放置自転車の撤去、保管、売却、処分は主に市町村長がなすべきこととされているが、この規制を緩和し、NPO法人など民間でも実施可能とする。	行政のみでは限界があり、非効率性(税の無駄遣い)が見受けられることから、民(主に地域住民が関わっている法人を想定)主体による効率的な放置自転車撤去・処分を行い、放置自転車問題の解消を図る。また、行政主体ではなく、民主主体で実施するものであることから、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という意識を高め、地域力の向上、利用者責任の徹底による街全体の質的向上を図る。	尼崎地区6ロータリークラブ	民主主体による放置自転車撤去構想
200020	放置自転車の利用者負担額の緩和	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下自転車法という)第6条(別添のとおり)	放置自転車の撤去、保管、処分及び利用者負担額の設定等については、市町村の定める条例によるものとされている。	D-1		自転車法第6条では、市町村長が必要と認める場合、条例で定めるところにより、放置自転車の撤去、保管、処分等を行うことができる旨規定されているところであり、その具体的方法、手法等は市町村の判断により、条例等に基づいて定めるところとされている。従って、放置自転車の撤去、保管、処分等については、民間に委託することができる。このため、提案主体の提案については、現行自転車法の規定により、対応可能と考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	民間委託は業務の委託であり、保管等に関する経費については行政の収入となるものではない。提案は民間が直接、収入として徴収するものであり、その経費についても自転車法第6条では「自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用」当該費用につき実費を勘案して、とあり、あくまでも措置に掛かった経費のみであり、労働の対価については制限が課せられている。基本的には業務内容の効率化(地域ボランティアの活用、所有権帰属後の効率的な売却、処分ルート)の確立、事業では(兼業による経費負担の軽減など)により、利用者負担金を値上げすることなく(場合によっては値下げも可能)、ビジネスとして成立すると思われるが、現段階では、業務の効率性に連動した労働の対価の保障までは認められていないと考えるが、どうか。		D-1		放置自転車の撤去、処分については、個人の財産権に深く関わる行為であり、自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図るためのものなので、行政が主体となって対応すべき事務であると考え、一方、自転車法では、放置自転車の撤去、保管、処分等についての具体的方法、手法等は、市町村の判断により、条例に基づいて定めるところとされていることから、民間に委託することも可能であり、事実民間に委託して行っているところも少なくない。委託においては、民間の創意工夫を生かした形での委託契約も可能であると考えるところから、現行自転車法の規定により、対応も可能であると考え、	1153	1153020	放置自転車の撤去、保管、売却、処分に関する経費は利用者の負担額とすることができるとされているが、これを規制緩和し、一定の制限(例:条例のものも撤去業務に関する利益を得ることができるものとする。	本構想は、放置自転車の撤去等の業務を民主主体で実施するものであるため、僅かの利益さえ見込めなければ円滑に業務を行っていきは極めて困難である。よって、一定の制限のもとに利益を得ることを可能とし、継続的な業務を実施していくものとする。	尼崎地区6ロータリークラブ	民主主体による放置自転車撤去構想
200030	構造改革特別区域基本方針における評価プロセスの変更	構造改革特別区域基本方針	年に2度程度特区において講じべき規制の特例措置についての提案募集を、地方公共団体及び民間事業者等から行い、提案を受けたものについては、内閣官房が関係省庁と調整を図り、構造改革特別区域基本方針別表1の改訂を行うことにより規制の特例措置の追加・充実に決定していくこととしています。	C		特区制度は、内閣官房が民間事業者等からいただいた提案の実現を目指して関係省庁と最大限調整をする制度であり、また、政府としての最終的な決定は、内閣が一体となって行っていくことが必要です。また、各府省庁はそれぞれの権限に基づいて法令・制度等を所管しており、「実現するためにはどうすればいいか、」という方向で検討するためには、内閣官房が各府省庁と調整を行って、現行の方法が適切であると考えます。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	特に、特区制度においては、決定に関しては内閣府が責任を負うことと理解しており、あくまでも法令・制度等の執行機関である関係省庁の意見は決定に対する参考に留めるべきものと考えているがこの点に関しての見解をお示しいただきたい。	C		政府としての最終的な決定は、内閣が一体となって行っていくことが必要です。各規制所管省庁はそれぞれの権限に基づいて、執行に当たり「案」を提出し、立案を含めて法令・制度を所管しており、政府として特区の推進に当たり「実現するためにはどうすればいいか、」という方向で検討するためには、内閣官房が各規制所管省庁と調整を行って、現行の方法が適切であると考えます。	1273	1273010	構造改革特区は「構造改革特別区域基本方針」で定められたとおり、「地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることで、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めることが、特区制度を導入することを意義」とし、「地域の独自の構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくことを目標としている。しかし、現状では特区提案は特区推進室に提出するが、規制の特例措置を所管する省庁が現行法令に照らした上で特区における特定の規制の特例措置を設けるか否かの判断をする手順になっている。そして、規制所管省庁では十分な検討がないまま特例措置を講じた場合の安全確保を理由に特区での対応は不可能との回答が出されている。これでは、本来の目標である地域を限定した規制の特例を設け、弊害を検証することにより規制改革を推進する目標が達成できるとは言えない。そこで、特区制度における規制の特例措置を設けるか否かのプロセスを改めることを提案させていただく。現在、構造改革特別区域推進本部に、民間事業者、学識経験者等第三者からなる評価委員会が設置されているが、この客観的に判断し検討することができる評価委員会に規制の特例措置を設けるか否かの判断を依頼し、さらに、その前提として規制所管省庁からの報告は規制の特例を出すことによる弊害のみを評価委員会に示し、規制の特例の成否については評価委員会に一任する。要するに、規制の特例は比較的容易に設け、実際の特例期間内における活動の検証・評価を十分に行うことにより、特区制度のもつ本来の目標が達成できると考える。	特区制度の目標を達成するために、現在障壁となっている規制所管省庁の意見を参考のみとし、規制の特例を設けるか否かのプロセスを改正する。具体的には第三者からなる評価委員会が規制の特例措置の成否を判断し、その一切の責任を負う。尚、規制所管省庁の意見は参考とするが、最終判断は評価委員会が行う。これにより、規制の特例は容易に設けることができ、その特例措置に関する活動を十分に検討・評価する点に重点をおくことにより、特例措置の有性が客観的に証明できる制度となる。	医療法人財団河北総合病院	構造改革特区制度 特例措置決定過程変革プロジェクト	